

町内で酒類を提供し、主として夜間に営業している飲食店の事業者さまへ

奨励助成金

・家賃助成 ・上下水道使用料助成 ・新北海道スタイル奨励

町では、新型コロナウイルス感染拡大により段階的に事業活動を再開してもなお、経営に大きな影響を受けている「酒類を提供し、主として夜間に営業している飲食店等」を対象に、今後の事業を継続していただき、また、「新北海道スタイル」による感染防止対策を奨励するための奨励助成金を交付します。

■対象となる業種

・国の家賃支援給付金の支給決定を受けている者で、かつ酒類を提供し、主として夜間に営業している次の飲食店等

①飲食店（居酒屋・焼き肉店、焼き鳥店等） ②スナック・バー

- ・上記以外に令和2年1月から8月までに事業を開始した上記の飲食店も対象
- ・複数の飲食店を経営している場合は、2店舗までを対象とします。
- ・国の家賃支援給付の対象にならない方は、上下水道料助成、衛生環境保持奨励助成金のみ対象となります。ただし、下記の条件を満たした場合に限ります。

■対象となる条件

- ・令和2年5月から12月分までのいずれかの月の売上高が前年同月と比較して50%以上減少、又は連続する3カ月の合計で前年同期と比較して30%以上減少していること。
- ・開業後1年を経過していない事業者の場合は、上記の基準月と基準月以前の連続する3カ月の売上高平均額と比較して30%以上減少していること。
- ・町税等の滞納がないこと

■奨励金の額

家賃助成金（1月あたり5万円上限／最大30万円）

国の家賃支援給付金の支給決定を受けている方	国の家賃支援給付金の支給決定通知書に記載されている支給額の1/2(実質1/3)。ただし、助成金(6か月分)は最大で300,000円となります。
令和2年1月以降に開業した方	賃貸借契約書などに記載されている1月あたりの家賃額の6か月分に相当する額の1/3

上下水道使用料助成金（基本使用料6か月分相当分）※下記は営業用のケース

上下水道使用料金を支払っている方	29,214円(3,612円+1,257円の6か月分)
(下水道未接続) 上水道料金を支払っている方	21,672円(3,612円の6か月分)

衛生環境保持奨励助成金（新北海道スタイル奨励）

一律50,000円

■申請に必要な書類

国の家賃支援給付金の支給決定を受けている事業者	令和2年1月から8月までに開業した事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・奨励助成金交付申請書 ・国の家賃支援給付金の決定通知書の写し ・上下水道使用料の支払い済みを確認できる書類 ・納税状況確認同意書 	<ul style="list-style-type: none"> ・奨励助成金交付申請書 ・売上高の減少を確認できる書類 ・賃貸借契約の存在を確認できる書類 ・賃料(家賃)の支払いを確認できる書類 ・上下水道使用料の支払い済みを確認できる書類 ・納税状況確認同意書
国の家賃支援給付金の支給対象にならない事業者 (上下水道料助成・衛生環境保持奨励助成のみ申請)	<ul style="list-style-type: none"> ・奨励助成金交付申請書 ・売上高の減少を確認できる書類 ・上下水道使用料の支払い済みを確認できる書類 ・納税状況確認同意書

申請の前に必ずお読みください!

- ・「国の家賃支援給付金」の支給決定後に申請して下さい。
ただし、家賃支援の対象にならない方、令和2年1月から8月までに開業した方は早期の申請が可能です。
- ・「北海道スタイル」の取組みにご協力願います。
※衛生環境保持奨励助成金は、7つの取組みを励行していただくための助成金です。



■申請について

申請期間 9月10日(木)～翌年2月末日まで
申請場所 上富良野町役場
受付時間 午前9時～午後4時

なお、申請にお越しの際は事前にご連絡ください

奨励金の給付は、申請後2週間以内にご指定の口座に振り込みします。

奨励金に関するお問い合わせ・申請のご連絡は
 上富良野町役場企画商工観光課
 TEL 45-6983

